

中野区次世代育成委員推薦会設置要綱

2008年中野区要綱第128号

(設置)

第1条 中野区次世代育成委員（以下「次世代育成委員」という。）候補者の選任に当たり、次世代育成委員としてふさわしい者を推薦するため、中野区次世代育成委員推薦会（以下「推薦会」という。）を設置する。

(推薦会)

第2条 推薦会は、中野区立中学校の通学区域ごとに設けるものとする。

(推薦会委員)

第3条 推薦会の委員は、推薦会を設置する中学校の通学区域ごとに、次の各号に掲げる団体等から推薦のあった者で構成する。

- (1) 区立小学校
- (2) 区立中学校
- (3) 区立小学校PTA
- (4) 区立中学校PTA
- (5) 青少年育成地区委員会
- (6) 町会及び自治会の連合会

(任期)

第4条 推薦会委員の任期は3年とし、補欠の推薦会委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 推薦会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は推薦会委員の互選によって選出し、委員長は推薦会の議長となって会を運営する。
- 3 推薦会は、次世代育成委員の候補者を選出したときは、中野区次世代育成委員候補者推薦書（第1号様式）により区長に推薦する。
- 4 推薦会委員は、無報酬とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2008年7月16日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、2009年3月31日までの間における中野区立第一中学校及び中野区立中野富士見中学校の通学区域については、中野区立南中野中学校の通学区域とする。

附 則（2011年7月25日要綱第166号）

この要綱は、2011年7月25日から施行する。